

社員寮募集のお知らせ

(申請書は国際交流支援係/駒場インターナショナルオフィス・サポーターにあります)

1 趣旨

海外からの留学生を民間企業の社員寮に受入れることにより、留学生に安定した宿舎を提供して経済的な支援を図るとともに、社員寮での留学生と社員との日常レベルでの交流を通して相互理解を促進すること。

2 寮の概要

別紙参照

3 応募資格

- (1) 「留学」の在留資格を有し、標準修業年限内で本学に在学していること。(研究生を除く)
- (2) 原則として私費留学生で、月額10万円以上の奨学金受給者でないこと。
- (3) 食事等を含めて日本の生活習慣をある程度理解しており、日本語で意思の疎通ができること。
- (4) 集団生活に適応し協調性があること。特に、社員寮のルールを遵守でき、日常生活のマナーを心得ていること。
- (5) 国民健康保険に加入していること。
- (6) 深夜に及ぶアルバイトに従事していないこと。
- (7) 企業から入居を許可された際に、「留学生住宅総合補償」に加入すること。
- (8) 過去に社員寮に入居していないこと、及び本年10月に本学の宿舎・独立行政法人日本学生支援機構の宿舎への入居が決定していないこと。

4 提出書類及び期限

社員寮入居申請書 平成23年5月10日(火) 16:00

国際交流支援係/駒場インターナショナルオフィス・サポーターに提出

5 留意事項

(1) 選考について

- ① 上記応募資格(8)のとおり、本学留学生宿舎、東京国際交流館の10月期入居者は応募対象外ですのでご了承願います。
- ② 提出書類を受理後、国際部留学生・研究者支援課から推薦候補者あてに直接連絡し、5月中旬～下旬に面接のうえ、推薦者を決定します。その後、国際交流

支援係/駒場インターナショナル・センターを通して推薦決定者に企業提出用の申請書等を配付し、提出書類を準備していただきます。

なお、5月27日までに国際部留学生・研究者支援課から応募者あてに連絡がない場合は、原則として不採用となります。

- ③ 企業にて書類審査の後、企業の担当者による面接が行われます。
- ④ 書類を企業に提出後、辞退することは出来ませんので注意してください。入寮許可がおりるのは、通常、書類を企業に提出してから1～3ヵ月後となります。

(2) 入居期間及び退寮について

- ① 企業からの入居許可書に記載の入居期間が満了した場合は、原則として退寮となります。入居期間は、進学を理由に延長が許可される場合もありますが、その場合も最長で満4年に達した年度の末日までです。ただし、学部卒業および他大学転学の際は退寮となります。
- ② 「入居案内」(推薦決定者に配付予定)に定められた内容に反した場合、又は著しく他の寮生の迷惑になるような事態が生じた場合は、「入居案内」の規定に基づき社員の扱いに準じて退寮となることがあります。
- ③ 入居中の留学生が国費外国人留学生として国内採用となった場合は、原則として、その年の年度末をもって退寮となります。

本件連絡先

総合文化研究科教務課国際交流支援係 大森

電話 03-5465-7655

E-mail : ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp